

件名	愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
主管課	障がい福祉課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
<p>【改正の概要】</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和6年内閣府・厚生労働省令第3号）が令和6年4月1日に施行されることに伴う規定整備を行う。</p> <p>（法令等改正内容）</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第34条の26の4第4項</p> <p>医療から自立訓練（機能訓練）への円滑な移行を図り、また、障害者の身体機能・生活能力の維持・向上等に関する支援ニーズに対応するため、介護保険の通所リハビリテーション事業所において、共生型自立訓練（機能訓練）の提供を可能とした。</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第162条の3</p> <p>共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を新設。</p> <p>（改正する条例）</p> <p>○愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>条ずれ対応（人員、設備及び運営に関する基準 第162条の4⇒第162条の5）</p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p>	